

介護予防活動団体等登録 該当基準

七尾市高齢者支援課

七尾市に「様式第7号 介護予防活動団体等登録申請書」を提出することで、参加者が持参する「いきいきポイント手帳」に参加ポイントを付与することができます。

地域の通いの場

- 高齢者自主グループ活動であること(おおむね65歳以上)
- 地域の誰もが気軽に参加できる(所属町会が把握している)
- 月1回以上
- 1回1時間以上
- 身体活動(体操・運動・レクリエーション)を含む活動
- 宗教関係の活動ではない
- 月謝スクール体制ではない
- 特定の種目(テニス・バドミントン・卓球など)に限らないもの

※ボランティア活動に対して、このポイント制度以外に個人に活動費・諸経費などが付与されている場合は、その活動に関してはポイントの対象外とする。

老人クラブ

- 老人クラブとして活動
- おおむね月1回以上
- 1回1時間以上
- 身体活動(体操・運動・レクリエーション)を含む活動

スポーツ施設

- 地域に常設された施設
- スポーツインストラクターまたは健康運動指導士等の専門スタッフが常駐